

京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋品質検査要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市家庭系一般廃棄物収集用指定袋（以下「指定袋」という。）につき、本市の要求仕様を満たしているかを検査することにより、市民の生活に欠かすことのできない指定袋の品質確保を図ることを目的とする。

（検査の種類）

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

（1）事前検査

指定袋の本製造開始前に、実際に製造された指定袋が仕様書及び製造業者との協議のうえ決定した事項に適合することを確認するために実施する。

（2）納品時検査

納品時に、実際に製造された指定袋が仕様書及び製造業者との協議のうえ決定した事項に適合すること、及び「事前検査」に合格したものと同品質のものであるかを確認するために実施する。

（検査の内容）

第3条 検査は、契約書、仕様書（本市と製造業者の協議のうえ決定した事項を含む。）、その他の関係書類等に基づいて行うものとする。なお、検査には必ず複数の職員が立会い、結果を記録すること。

（1）事前検査方法

（別紙1）「事前検査要領」に定めるとおり。

（2）納品時検査方法

（別紙2）「納品時検査要領」に定めるとおり。なお、納入物品が多量であり、全量検査が困難であるため、本市「検収事務取扱要綱（第4条2）」にしたがい、一部を抽出して検査を行うこととする。

（検査の合否判定）

第4条 検査の合否判定方法は次のとおりとする。

（1）事前検査

検査を実施したサンプル品の全てが検査要領に定める検査項目の全てにおいて合格し、本市が要求する仕様を満たしている場合のみ事前検査合格とする。

（2）納品時検査

検査を実施したサンプル品の全てが検査要領に定める検査項目の全てにおいて合格し、本市が要求する仕様を満たしている場合のみ納品時検査合格とする。ただし、検

査要領に定めるとおり、初回の納品時検査が不合格の場合は、再検査を実施することとし、再検査を実施したサンプル品の全てが検査要領に定める検査項目の全てにおいて合格し、本市が要求する仕様を満たしている場合は、初回の検査不備項目の原因が確認できる場合に限り、納品時検査合格とする。

(検査の結果)

第5条 検査結果については、検査終了後すみやかに製造業者に通知を行うものとする。

(1) 事前検査

合格の場合は、検査を受け合格したサンプル品と同品質のものを本製造することを指示する。不合格の場合は、本製造開始を認めないこととし、本市が要求する仕様を満たすまで、サンプル品の提出を受けて検査を実施する。

(2) 納品時検査

合格の場合は、納入された数量につき、本市が納品を受けたものとみなし、仕様書に定める請求手続きをとるように指示する。不合格の場合は、すみやかに本市指定の納入場所から、納入した全量（検査に使用した箱を除く）を引き取ることを指示する。

(本市が行う他の検査との関係)

第6条 この要綱に定める検査は、調度契約（調度課において行う契約をいう。以下同じ。）による納入物品の検査が調度課検収員により行われる検査等の本市が行う他の検査とは別に行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。